

令和 6 年 12 月

牛肉骨粉等の利用再開をめぐる情勢

1 鶏・豚用飼料への利用再開

- (1) 平成 13 年の牛海綿状脳症(以下「BSE」という)発生後、飼料安全法に基づき、牛肉骨粉等の飼料への利用を禁止した。
- (2) 国際獣疫事務局 (WOAH) による「無視できる BSE リスク」のステータスを 10 年以上維持する等、我が国の BSE 発生リスクが低下していることから、令和 5 年 10 月に家畜衛生部会プリオン病小委員会で検討し、第 62 回農業資材審議会飼料分科会において答申を得た。
- (3) 更に、本年 5 月、食品安全委員会より、食品安全上の問題はないとの評価結果が得られたことから、パブリックコメントを実施の上、10 月 3 日に省令^{※1}の一部を改正した。
- (4) 牛肉骨粉等を扱うレンダリング工場及び飼料工場に対して安全確認を実施の上、12 月下旬に製造の認可を出す予定。
- (5) 引き続き、飼料製造業者や農家への立入検査等による飼料の安全確保や消費者や生産者にチラシ(別紙 1 参照)を用いて丁寧な説明に努める。

2 ペットフードへの利用再開

- (1) 牛肉骨粉等のペットフードへの利用については、平成 13 年の牛海綿状脳症 (BSE) 発生後、牛等への誤用・流用を防止する観点から、農林水産省の通知をもって一時停止した。
- (2) その後、昨年 10 月の牛肉骨粉等の鶏豚用飼料への利用再開の審議において、ペットフードへの利用を再開する方針についても、ご了承いただいた。
- (3) 一方、牛肉骨粉等のペットに対する安全性については、平成 20 年度に開催された農業資材審議会と中央環境審議会との合同会合^{※2}で検討を行った結果、
 - －犬については、BSE 感染例の報告がないこと
 - －猫については、英国での感染例の報告があるが、BSE 発生数の減少後は、猫でも報告がないことから、明白な健康影響が認められないため、特段の安全基準は設けないとの結論に至っている。
- (4) 今般、農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会ペットフード小委員会及び中央環境審議会の委員にペットフードへの利用再開について改めてご確認いただいたことから、牛肉骨粉等を含むペットフードの

製造及び出荷の一時停止を解除※³する（別紙 2 参照）。

※ 1 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令

2 中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会・農業資材審議会飼料分科会及び同安全性部会合同会合（第 1 回～第 3 回）

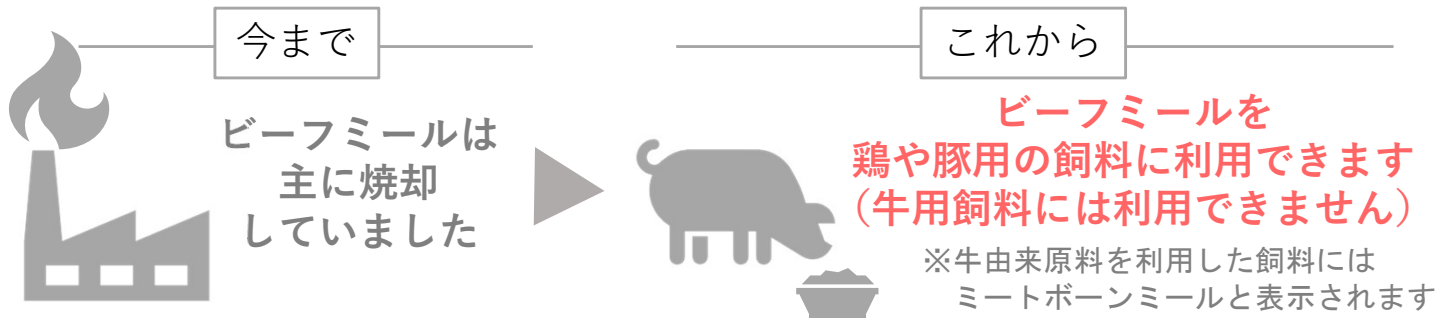
3 EU をはじめとする諸外国では、特定危険部位を除去した牛肉骨粉のペットフードへの利用を認めている。

（以上）

2024年10月3日
製造許可の手続き開始

牛由来原料 (ビーフミール)の 鶏や豚用飼料への利用を 再開します

何が変わる？



国内での専門家による安全評価

2023年 農業資材審議会からの答申
10月

鶏や豚用の飼料に
ビーフミールを利用することは
適切と答申を受けました

2024年 食品安全委員会からの評価
5月

牛に対するリスク管理がこれまでと同様に
遵守されている限り、ビーフミールを
鶏や豚用の飼料に利用しても、人への
健康影響は無視できると評価されました

海外での利用状況

国際ルール※では、ビーフミールを鶏や豚用の飼料に使用することを禁止していません
我が国が畜産物の輸入を認めているアメリカ、カナダ、ブラジル等多くの国では、ビーフミールの
鶏や豚用飼料への使用を認めています

※国際獣疫事務局 (WOAH) によるルール

ビーフミールの安全管理の方法



原料は、と畜検査を受けた安全な牛の部位を使用します

※BSEの原因とされる異常プリオンの蓄積しやすい部位は、と畜場等で除去・焼却されるため、飼料として利用されません



ビーフミールを使う鶏や豚用飼料の製造工程は、
牛用の工程と完全に分かれています
⇒ビーフミールが牛用飼料に混ざることはありません



ビーフミールを使った鶏や豚用飼料は、容器の専用化や注意事項
の表示等を行います
⇒誤って牛に給与されることを防止します

今後も、工場や農家への検査を行いBSE対策を続けます

(別紙2)牛肉骨粉の飼料、ペットフード利用の規制状況

略号:○:利用可、×:利用不可

		牛用飼料	鶏・豚等※2用飼料	養魚用飼料	ペットフード
肉骨粉の原料	牛、めん山羊※1	×	○	○	利用再開
	豚	×	○	○	○
	鶏	×	○	○	○

※1 特定危険部位(SRM)等は利用不可。

【牛のSRM】全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の頭部(脳、眼など)・脊柱・脊髄

【めん山羊のSRM】全月齢の脾臓・回腸、12か月齢超の頭部(脳、眼など)・脊髄

※2 豚、馬、鶏及びうずら

WOAHコードでは、反すう動物(牛、めん山羊等)の肉骨粉が反すう動物へ給与されていないことを求めているものの、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用は規制していない。